

ショートステイ入所利用料概算・利用者負担の割合(2割)(1日あたり)

【サービス提供体制強化・看護体制・夜勤職員配置・介護職員処遇改善加算有り ※H30.4～】

サービス提供強化看護体制	加算有り		負担段階	滞在費	食費	費用額合計	サービス提供強化看護体制	加算有り		負担段階	滞在費	食費	費用額合計
	介護費	2割分						介護費	2割分				
要介護認定区分	要介護1	多床室	基準	840	1,380	3,562	要介護認定区分	要介護2	多床室	基準	840	1,380	3,711
要介護認定区分	要介護3	多床室	基準	840	1,380	3,865	要介護認定区分	要介護4	多床室	基準	840	1,380	4,014

☆ この概算は、1日利用分です。概算ですので実際の請求額とは、異なる場合があります。

(単位は、円です。)

ショートステイ入所利用料概算・利用者負担の割合(2割)(1日あたり)

【サービス提供体制強化・看護体制・夜勤職員配置・介護職員処遇改善加算有り ※H30.4~】

サービス提供強化 看護体制	加算有り		負担段階	滞在費	食費	費用額合計
	介護費	2割分				
要介護認定区分 要介護5 多床室	1,939		基準	840	1,380	4,159

(単位は、円です。)

自己負担2割とする水準	◇負担能力のある一定以上の所得の方の自己負担割合が2割となる。 ※月額上限があるため全員の負担が2倍にはならない。
	◇合計所得金額160万円以上の方 (単身で年金収入のみの場合、280万円以上) ※合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額。
	◇年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円、2人以上世帯で346万円未満の場合は1割負担に戻る。 ※合計所得額が160万円以上であっても、実質的な所得が280万円に満たないケースや2人以上世帯における負担能力が低いケースを考慮するため。

送迎加算	(片道184単位 / 403円) (往復368単位 / 809円)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日6単位 / 12円) (30日180単位 / 395円)
看護体制(Ⅱ)	(1日8単位 / 17円) (30日240単位 / 527円)
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	(1日13単位 / 29円) (30日390単位 / 856円)
介護職員処遇改善加算	利用単位数に8.3%の加算率を乗じたもの

食費	1日当り 1380円	内訳(朝食300円/昼食580円/夕食500円)
----	---------------	--------------------------

☆ この概算は、1日利用分です。概算ですので実際の請求額とは、異なる場合があります。

介護予防ショートステイ入所利用料概算・利用者負担の割合(2割)(1日あたり)

【サービス提供体制強化・介護職員処遇改善加算有り ※H30.4～】

サービス提供強化体制	加算有り		負担段階	滞在費	食費	費用額合計	サービス提供強化体制	加算有り		負担段階	滞在費	食費	費用額合計
	介護費	2割分						介護費	2割分				
要支援認定区分	要支援1	多床室	基準	840	1,380	3,193	要支援認定区分	要支援2	多床室	基準	840	1,380	3,426

(単位は、円です。)

自己負担2割とする水準	◇負担能力のある一定以上の所得の方の自己負担割合が2割となる。※月額上限があるため全員の負担が2倍にはならない。
	◇合計所得金額160万円以上の方(単身で年金収入のみの場合、280万円以上)※合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額。
	◇年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円、2人以上世帯で346万円未満の場合は1割負担に戻る。※合計所得額が160万円以上であっても、実質的な所得が280万円に満たないケースや2人以上世帯における負担能力が低いケースを考慮するため。

送迎加算	(片道184単位 / 403円) (往復368単位 / 809円)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日6単位 / 12円) (30日180単位 / 395円)
介護職員処遇改善加算	利用単位数に8.3%の加算率を乗じたもの

食費	1日当り 1380円	内訳(朝食300円/昼食580円/夕食500円)
----	---------------	--------------------------

☆ この概算は、1日利用分です。概算ですので実際の請求額とは、異なる場合があります。